他市比較と本市の検討課題

令和8年7月30日
第9回会議
資料1

≪１．諮問事項の確認≫

諮問事項・・・市民活動のさらなる展開を促進するための支援の充実について

検討事項（新設する補助金部分）※諮問内容要約

市民力を生かしたまちづくりを推進するため、市民活動への支援として、補助金制度の周知徹底を図るとともに、市民活動の裾野を広げる観点から、従来の補助金制度と比べて申請や報告等を簡易化した補助の仕組みなど、市民活動の基盤を広げていくための検討が必要である。

≪２．前回の振り返り・課題点≫

・第３回会議 プレゼンテーション審査を行っていない他市の事例をもとに意見交換を実施

（確認事項）

①現在の運用における成果・報告書の取扱い方法

審査プロセスが簡易であることは応募者のハードルを下げている。事業報告については事業概要を市ホームページに記載する方法としてしいる。

②地域アクションいきいき補助金活用団体の感想

・具体例を提示し、目に見える形で提案することで行動を起こしやすくなる。
・申請のしやすいことが一番良かった。改善点は金額の上限を上げることでしょうか。
・初動で具体提案まで踏み込む負担が大きく、提案者側の準備が必要となる。
・複数の団体が協力・共催することで、補助金を上乗せできるとかあるとよいと思う。
・限度額をもう少しあげていただけると、実施内容に一層の工夫ができると思う。
・金額が少ない。金額が増えれば、可能性も広がりいろんな事業につながるのではと思う。理想は５～７万円くらい。
・補助金を受けた団体が行った活動の事例集があると良いと思う。
・地域活動のスタートアップに加えて、持続的な活動を支援することが必要と考える。

≪３．他市比較から見られる制度の傾向≫

①審査主体

第三者機関： 小田原・久喜・御殿場・日野・川口
市の担当課： 上野原・小田原（地域アクション）・横浜（地域活動）

【傾向】 ・一定額以上の補助制度では、第三者機関による審査が多く見られる。
・簡易な補助制度では、一定の審査基準に基づき担当課が書類審査を行う例も見られる。一方で、書類審査のみであっても、第三者機関による審査とする制度も見られる。

②審査方法

書類＋プレゼン： 小田原・日野・川口

書類審査のみ： 上野原・久喜・御殿場・小田原（地域アクション）・横浜（地域活動）

【傾向】 ・応募者の負担軽減や応募しやすさを考慮し、書類審査のみとしている例が見られる。一方、第三者機関による審査を行う制度では、書類審査のみとする例と、書類審査に加えプレゼンテーション審査を実施する例の双方が見られる。また、補助額や事業内容に応じてプレゼンテーション審査の対象を限定するなど、制度に応じた運用が見られる。

③補助制度の考え方

【傾向】 ・団体の自立を促すため、補助率や補助上限額を段階的に縮小する制度が複数見られる。

・新規団体向けや若者向けなど、制度目的に応じた応募区分を設けている自治体も見られる。

・市との協働のきっかけづくりや団体の成長段階に応じた支援など、制度目的を明確にした制度設計の例も見られた。

④補助金等の交付方法

【傾向】 ・実績報告後の交付を基本とするが、必要に応じて概算払を認め、立ち上げ直後の団体など自己資金を持たない団体が利用できるような工夫が見られた。

≪４．本市における簡易な補助制度の検討事項≫

①審査主体をどのようにするか

◇市民活動推進委員会　◇担当課　◇中間支援組織　◇その他

→他市の事例では担当課審査の例も見られる。

②審査方法

◇書類審査　◇書類＋プレゼン審査

③補助上限額と上限回数

補助上限額…　◇４万　◇10万（スタートアップコースの額）◇その他

補助上限回数…◇１団体１回　◇１事業１回　◇制限なし　◇その他

④補助率について

◇90％　◇100％　◇その他

→立ち上げ直後の団体支援も想定しているものの、他の事例では一定の自己資金を求めている。

（参考：市民活動・協働応援制度補助金はスタートアップコースのみ補助率100％）

⑤交付のタイミング

◇認定額を年度当初に交付（市民活動・協働応援制度補助金の方法）

◇事業完了後に交付（概算払い可）　◇その他

→概算払い可の場合、認定額のうち一定割合を年度当初に交付している例あり。

⑥実績報告の方法

◇書類のみ　◇報告会での報告必須　◇報告は不要であるが他の交付団体の発表見学を促す

◇その他

⑦その他

簡易な補助制度をどう建付けるか。

◇現制度のスタートアップコース部分を簡易化（他コースはそのまま）

◇現制度他のコースもあわせて見直し

◇市民活動・協働応援制度とは別に新設

令和8年7月30日
第９回会議
参 考 資 料

市民活動・地域活動に係る支援制度比較表

自治体	制度名	上限額（補助率）	上限回数	審査主体	プレゼン	審査方法	実績報告	その他
小田原	市民活動・協働応援制度	スタートアップ：10万（100%） ステップアップ：20万（70%） 市民タイアップ：30万（70%） 市民×行政コラボ：30万（90%）	1団体1回 1事業3回 1団体3回 1団体2回	第三者機関	○	**審査型** 書類審査＋プレゼン	報告書＋報告会	・認定額を年度当初に事前交付
山梨県 上野原市	市民活動支援事業補助金	１回目：20万 ２回目：15万 ３回目：10万 （いずれも補助率80%）	3回	担当課	×	**簡易審査** 書類審査	報告書	・段階的に補助上限額を縮小 ・実績報告後に交付（概算払い可）
埼玉県 久喜市	市民活動推進補助金	初動的補助：10万（100%）	1回	第三者機関	×	**審査型** 書類審査	報告書	・実績報告後に交付（概算払い可） ・発展的補助は段階的に補助率を縮小
		発展的補助：100万（50万以下は書類審査のみ） 補助率…①100%、②90%、③80%、④70%、⑤50%	5回		△ （50万以下はなし）			
静岡県 御殿場市	市民協働型まちづくり事業補助金　はじめの一歩事業	10万（100%）	1回	第三者機関	×	**審査型** 書類審査	報告書＋報告会	・市との協働のきっかけづくりに特化した制度
東京都 日野市	市民活動支援補助金	一般：15万（75%） 若者：５万（75%）	3回	第三者機関	○	**審査型** 書類審査＋プレゼン	報告書	年代別の応募枠を設定
埼玉県 川口市	市民活動助成事業	１回目：50万（90%） ２回目：40万（70%） ３回目：30万（50%）	3回	第三者機関	○	**審査型** 書類審査＋プレゼン	報告書＋報告会	単一制度で段階的に補助率・補助上限額を縮小

【参考】地域活動向け補助金

小田原	地域アクションいきいき補助金	４万（90%）	1回	担当課	×	**簡易審査** 書類審査	報告書	先着順（予算到達で終了）
横浜	地域活動維持費補助金	900円×世帯数（補助率1/3）	制限なし	担当課	×	**簡易審査** 書類審査	報告書	加入世帯数に応じて補助額を算定

●第三者機関…市民活動推進委員会、審査会、審査委員会、選考委員会など、担当課以外の機関が審査
●簡易審査…担当課が書類により審査・交付決定
●審査型…第三者機関による審査を経て交付決定